

## 公大連 関東・甲信越・東北・北海道地区協議会

2009年12月5日 於：スター研修センター目黒

参加組合：首都大学東京労働組合、名寄市立大学教職員組合

新潟県立大学教職員組合、宮城大学教職員組合

山梨県立大学教職員組合、横浜市立大学教員組合

### 【公大連 関東・甲信越・東北・北海道地区協議会に参加して】

首都大学東京労働組合

中央執行委員 松下 丈宏

去る2009年12月5日（土）に、東京都目黒区のスター研修センター目黒において、公大連地区協議会が開催された。参加校は名寄市立大学、新潟県立大学、宮城大学、山梨県立大学、横浜市立大学、大阪市立大学、首都大学東京の8校であり、参加者は10名と比較的少数であった。かく言う私も、初めて参加させて頂き、大変、勉強になる貴重な機会となった。

協議会のキックオフとして、山田雄三公大連・事務局長から「公立大学の存立基盤の確立を目指して一揺るぎない公立大学像の展開」という基調報告が行われた。山田事務局長は、報告の中で、ここ数年、公立大学の教育、研究、診療、労働条件が、年を追うごとに悪化し、このままでは大学としての教育・研究機能すら維持することができない状況に陥りつつあること、そして、こうした公立大学を取り巻く厳しい現状の「表向きの理由」が設置自治体の財政難にあり、大学も例外なく予算削減の対象になっていることをまず指摘された。しかも、設置自治体の首長の中には、「財政難」を口実に、あたかも公立大学を「お荷物」のように扱う不見識な言動が見受けられることの問題性も合わせて指摘された。その上で、このような公立大学に付き纏う「不安定性」を克服し、安定した大学運営の実現に向けて必要なことが、持続性のある財源確保の道を探ることにあると問題提起された。そして、持続性ある財源とは、国の公費であることを豊富な資料分析から説得的に解説して下さった。つまり、公立大学の運営費は、総務省から各地方自治体に交付されている地方交付税交付金の中に、公立大学分として算入されているといわれるが、試算額（基準財政需要算定単価×学生数）と個々の公立大学への実際の交付額がつまびらかにされていないにも拘らず、公立大学の設置自治体が経常収支比率の悪化を理由に、乱暴かつ安易な大学の経費削減を強行していることの問題性の分析、さらには、文部科学省ホームページで紹介されている公立大学への地方交付税措置の概要によれば、平成20年度の公立大学全体への地方交付税総額は499億円で、本来配分されるべき額（約1300億円）の4割に止まっており、しかもどこの大学に、どれだけの額が、ど

のような基準で配分されたかも明確にされておらず、かえって国の公立大学に対する財政支援が不十分であることを裏付ける結果となっているとの分析には、強い説得力を感じる共に、持続性ある財源の確保を国の公費に求めるという提案にも深みのある根拠を与えるものであり、私には強く印象に残った。

私の所属する首都大学東京の設置自治体は、言うまでもなく東京都である。確かに、東京都は地方交付税交付金の不交付団体ではあるが、独立行政法人化後の第一期中期計画では、国立大学を上回る毎年2.5%もの効率化係数の下に、運営費交付金額の削減が行われてきた。その結果、首都大学東京の教育・研究体制の維持は、今や瀕死の状態にあるように思うが、安定した財源の下にこそ、優れた教育・研究体制が初めて維持可能になることを確信することができた。また、やはり今日の高高等教育を始めとして、教育問題を考える上では、エビデンスに基づく客観的な議論を行う必要性を、教育学を研究領域とする私のような者には強く自覚させるものであった。その後、参加校の各単組から、それぞれの大学の現状に基づく、大変興味深い報告が行われ、意見交換、およびディスカッションもとても充実したものとなった。

さらに、各単組からの報告などを受け、私のような教育学者には、大学設置主体が自治体であることによる公立大学特有の問題状況を認識することができた。20世紀の日本の公立大学のあり様を総合的に分析した、ある優れた教育学者は、公立大学の抱える特有の問題の一つとして、「公立大学とは、大学について十分な理解がなく、大学の経営にたえられる財政力をもたない地方行政当局が設置・運営する大学、しかも政治的利益に動かされやすい大学というものであった」（高橋寛人『20世紀日本の公立大学』日本図書センター、2009年—強調は追加）と指摘していたが、私の所属する首都大学東京を始め、最近の大阪府立大学改革などは、ある種のポピュリズムに基づく首長の強権的な教育行政介入の典型とも言うべきものがあり、今回の参加校の単組からの報告でも、程度の差はあれ、同じ問題を抱えていることが、明らかとなった。因みに、初等・中等教育が教育委員会の所管の下に置かれているのは、「一般行政からの教育行政の独立（政治的介入の防止）」を保障する制度的メカニズムであることは、よく知られたことである。ところで、公立大学が教育委員会の所管から外されていることは、なにも設置主体である自治体の政治的介入を認めるものではなく、戦後当時は「公立大学管理法」（結局は廃案）の制定までの暫定処置に過ぎなかったのである。換言すれば、「一般行政からの教育行政の独立」を保障する教育委員会からも独立することこそ、「学問の自由」を保障するためには必要であると認識されていたのである。こうした歴史的経緯が昨今忘れ去られているように思うが、大学行政についての基本的な考え方の歴史的意味の発信と「大学の自治」という原理原則の制度的保障の探究を、公立大学に属する教育学者として改めて認識させられるものがある。

「なぜ自治体が大学を設立するのか」という問いは、この間、自治体の財政難を表向きの理由として全国の公立大学に乱暴に突き付けられる問いであるように思う。かつて東京都立大学に所属していたある高名な教育行財政学者は、この問いに対して「むしろ、教育学術及び文化の振興こそむ

しろ自治体の存在意義なのであり、国立大学がなぜこれほどまでに肥大化しているのか、と問い直されるべきであった」（黒崎勲「ある公立大学改革の紆余曲折」『大学改革 教育学年報第9巻』世織書房、2003年）と喝破していた。それゆえ、私には、仮に、「基礎財政需要額算定単価×学生数」が額面通り交付されたとしても、高等教育予算にかかる割合は8.5%に過ぎず、国立大学、私立大学に対する公費負担の現状からすれば、公立大学が国からの助成を求めることは正当な権利だといっても過言ではないとする公大連の見識の高さが、深く印象に残る今回の協議会への参加であった。

尚、今回の協議会終了後の懇親会では、協議会での意見交換、ディスカッションとはまた趣を異にしたざっくばらんとして議論が交わされ、こうした地道かつ楽しい交流の場の設定は、21世紀の公立大学のあり方を考えていく上でも、極めて重要であることを再認識させられるものであった。